

2020年4月17日

コロナウィルス対策特別優遇処置に関して

平素より京都東山テニスクラブをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたびの新型コロナウィルスに関しまして、ご心配のことと思います、弊社といたしましては、東京都、大阪府に出されている休業要請施設には該当いたしませんので関係各位、行政機関等の指導に則り適切に対応してまいる所存でございます。

今後の推移を踏まえ、お客様ならびに従業員、スタッフの健康管理と安全確保を主とした上で、下記の特別優遇内容をご案内申し上げます。何卒、みなさまのご理解と、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 4月18日～5月6日の間に於ける自己都合のお休みに関して65期中に関しては振替料金無し（レッスン曜日や時間の違いによる差額は必要）でご利用いただけます。
2. 今期65期に関してどうしても御自身が不安で休会されたい方に関しては特別処置として休会が可能です。（休会費3,300円）その際に前期の64期の振替に関しては全て休会からお戻りいただいた期中であればお取りいただけます（振替料金はかかります）、が月謝が引き落とされている場合は、お戻りいただいた期に充当いたします。尚、休会途中で復会をご希望の方に関しては、復会時期がお決まりになりましたら、フロントにお問い合わせください。最短での復会日をご案内いたします。
3. 途中退会に関しては、変更期日を過ぎており、事務手続きが出来かねますので、今期はご容赦くださいませ。
4. 上記以外に関して、ご質問等おありの場合はフロントにてご相談ください。

尚、1 期の間に、ウィルスが終息しない場合には、再度対応を検討いたします。今回の対応に関しまして、みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

京都東山テニスクラブ